

令和 6 年 6 月 7 日現在

機関番号：27401

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13730

研究課題名（和文）低所得者に対する成年後見支援のあり方 - 公的後見制度の導入可能性 -

研究課題名（英文）Adult Guardianship for the Elderly with Inadequate Income or Assets: Possibility of Public Guardianship

研究代表者

西森 利樹 (NISHIMORI, TOSHIKI)

熊本県立大学・総合管理学部・准教授

研究者番号：30795860

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的はアメリカ公的後見制度の研究を通じ日本において公的後見制度を導入する際の検証課題を明らかにすることである。アメリカ公的後見制度の近年の改正動向を検討した結果、アメリカ公的後見制度の課題が明らかになった。財政問題に関し信託の仕組み等を活用しているフロリダ州公的後見制度の財源確保のあり方および日本における財源確保のあり方として特定贈与信託、特定寄附信託、公益信託について検討し、フロリダ州公的後見制度共同特別ニーズ信託と同様の機能を一部果たしうることを明らかにした。また、アメリカ成年後見法の改正動向によればアメリカにおいても適切な成年後見人の選任とサービスの質の確保が課題であった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

判断能力が不十分な者に対する意思決定支援は、本人の財産の多寡に関わらず必要である。しかし、従来、成年後見制度は財産管理が中心であると理解されてきたために十分な支援がなされてきたとはいえない。本研究では、アメリカ公的後見制度の詳細を検討し、今後、日本において公的後見制度の導入を検討する際に必要とされる検証課題を明らかにした。本研究で明らかになったことを含めて制度構築を図ることにより、資力の有無に関わらない成年後見支援が充実していくことへと繋がる意義がある。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to clarify the verification issues when introducing a public guardianship in Japan through research on the American public guardianship system. As a result of reviewing the recent revision of the U.S. public guardianship, issues in the U.S. public guardianship system clarified.

We examined how to secure financial resources for the Florida Public Guardianship, which utilizes the trust system and other mechanisms to address financial issues, and how to secure financial resources in Japan by examining Special Donation Trust, Specified planned-giving trusts and Charitable Trusts, and found that they can partially fulfill the same functions as the Florida Public Guardianship Pooled Special Needs Trust.

In addition, according to amendments to the U.S. Adult Guardianship Act, the appointment of appropriate adult guardians and assurance of the quality of services were also issues in the United States.

研究分野：社会保障法

キーワード：成年後見制度 独居・低所得者 公的後見制度 アメリカ公的後見制度 権利擁護 社会福祉 社会保障法 高齢者福祉

1. 研究開始当初の背景

従来、成年後見制度は財産管理のための制度であると解され、身上監護は重視されない傾向にあった。しかし、判断能力が不十分な者が意思決定に対する支援を必要とするのは、本人が財産をどれだけ有しているかに関わらない。仮に財産を十分に有していないために意思決定支援を受けられないとすれば、財産を有しない高齢者が認知症になっただとしても支援を受けられずに放置されることになりかねない。近年、介護保険契約の締結や身上監護を動機とする成年後見審判の申立が増加し、資産が十分ではない者の制度利用がなされている。これらの者に対する支援は、市区町村長申立てや成年後見制度利用支援事業、社会福祉協議会による法人後見などによりなされているものの、社会福祉協議会からは、公的な財産援助などが不十分であり、運営基盤の確保が課題であるとの指摘がなされている。

2010年の成年後見制度に関する横浜宣言では、成年後見制度は、利用者の資産の多寡、申立人の有無などにかかわらず「誰でも利用できる制度」として位置づけられるべきとし、行政による公的支援システムの創設が提言されている。また、2016年に制定された成年後見制度利用促進法では、基本理念として被成年後見人等の「身上の保護が適切に行われるべきこと」が掲げられ(成年後見利用促進法3条2項)、成年後見人等となる人材を確保するために報酬の支払の助成その他の成年後見人等に対する支援の充実を図る措置を講ずることとされている(同法11条8号)。また、同法では、成年後見制度の利用促進に関する施策の策定および実施に関し、国および地方自治体の責務が規定されている(同法4条、5条)。そのため、低所得者等の資産が不十分な者が意思決定支援を受けることができるような行政等による公的支援システムの検討は喫緊の課題である。

2. 研究の目的

上記の通り、判断能力が不十分な者に対する意思決定支援は、本人の財産の多寡に関わらず必要である。しかし、従来、成年後見制度は財産管理が中心であると理解されてきたために十分な支援がなされてきたとはいえない。そのため、低所得者などの資産が不十分な者の成年後見制度の利用促進が課題となっている。そこで、本研究は、低所得者に対する公的な意思決定支援システムとして公的後見制度に着目し、特に、アメリカ公的後見制度の研究を行うことを通じ、日本において公的後見制度を導入する際の検証課題を明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

研究方法は、主に、文献研究による。国内の公的後見制度に関連する文献のほか、アメリカにおける公的後見制度に関する文献を収集、整理、分析しつつ、アメリカにおける公的後見制度の詳細および議論内容を検討する。

文献研究にくわえ、国内において入手可能な文献では必ずしも明らかではない点がありうることから、状況によっては研究期間中にアメリカに渡航し、現地の視察等を行うとともに、アメリカの公的後見制度に関する関係機関の担当者や公的後見制度等に関する研究者と意見交換等を行うことで最新の改正動向を整理、検証する。

4. 研究成果

(1) 本研究の目的であるアメリカ公的後見制度の研究を通じ日本において公的後見制度を導入する際の検証課題を明らかにするため、アメリカ公的後見制度の近年の改正動向を検討した。その結果、2013年から2019年までの間に改正等をした州は全体で24州であり、制度運用に歴史のある州が改正をするものの他、新たに公的後見制度を導入した州もあった。各州の具体的な改正内容としては、申立て手続、受任件数の比率、提供体制、財政上の問題等があった。

提供体制に関しては、ネブラスカ州が2014年に公的後見制度を新たに導入した際、公的後見の部局を裁判所内に設置した。2017年に改正したコロラド州もまた、公的後見部局を司法府内に設置した。公的後見の提供体制は 裁判所モデル 独立機関モデル 社会福祉機関モデル 郡モデルの4つに分類されているものの、 の社会福祉機関モデルが、利益相反のおそれといった批判がありながらも最も多くの州で採用されている。そうしたなかでネブラスカ州やコロラド州が裁判所モデルを採用した点は興味深く、この動向が明らかになったことには意義がある。

財政上の問題に関しては、税金を中心に州や裁判所等の予算を財源とするものもある一方、助成金や基金の設立等により対応しようとしている州がある点が特徴的であるといえよう。例えば、2013年ニューメキシコ州法は州庫に後見基金を設立している。2018年のフロリダ州改正法では、公的後見制度の財政基盤を支えるために2005年に設立された貧困者後見財団について廃止規定を削除し、今後も同財団による財政的な確保を図っていくこととした。また、2017年のコロラド州改正法は基金を設立し、税金を投入せずに寄付、助成金、贈与によって費用を賄おうとしている。これらは税金以外の資金を調達することによって公的後見制度を運用しようとするものであり、日本の課題を検討する上で示唆に富む。

ところで、公的後見人はアメリカ公的後見法においては後見人の選択の一類型である。公的後

見人を含めた後見人の適正化のための検討課題を明らかにするため、アメリカ成年後見法における後見人の要件に関する改正動向を検討した。2013年から2021年までの9年間に於いて改正等をした州は全部で23州であり、主に、後見人の適格者(裁判所による選任)、後見人の基準と研修、後見人の認定・免許、後見人の身元調査などについて改正が続けられていた。アメリカにおいても適切な成年後見人をどのように確保するのかは課題となっており、成年後見人の認定プログラムや研修、選任時の身元調査の方法などの制度を発展させながら成年後見人の質の確保が図られていた。こうした動向は今後の日本における適切な成年後見人の選任のあり方を検討する上で示唆となり得よう。

(2) 上記の財政上の問題に関しては、フロリダ州が信託の仕組み等を利用して公的後見制度の財源確保を図ろうとしている。そこで、フロリダ州の公的後見制度の財源確保のあり方を検討した。

フロリダ州では、公的後見制度の支援を唯一の目的とする直接支援組織(DSO)(貧困者後見財団(FIG))が設立されている。そして、貧困者後見財団(FIG)は公的後見制度を支援する方法として、フロリダ州公的後見制度共同特別ニーズ信託(FPGPSNT)を創設している。この信託は特別支援信託(SNT)であるため、制度の主な目的は障害者支援である。フロリダ州公的後見制度共同特別ニーズ信託(FPGPSNT)は、障害者支援にくわえ障害者本人の死亡後の残余財産を公的後見制度の運営の財源に充当する。信託の設定段階では、受託者が2人おり貧困者後見財団(FIG)が設立共同受託者となり、管理受託者が高齢・障害者擁護後見法人(AGED)である。これは信託の安全性、確実性、透明性を達成するためである。またパークシャー信託助言(Berkshire Trust Advisory Services Corporation)が信託保護者として監督責任を負っている。こうした共同特別支援信託(PSNT)の利用は公共の利益が得られる真の官民のパートナーシップとなると評価されている。

わが国においては、狭義の公的後見制度は未整備であり、今後の新制度の創設には財源の確保が重要な課題となる。共同特別支援信託(PSNT)は、今後の福祉的な信託の可能性として、福祉的信託における障害者に対する支援といった目的にくわえ、制度の財源確保のための方法として機能するような信託の制度構築の可能性について検討する余地があるのではないと思われる。

(3) 他方、わが国では、上記のフロリダ州と同様の公的後見制度等は未整備であるものの、障害者を対象とする特定贈与信託がある。特定贈与信託は障害者の生活の安定のための信託であり、家族等が委託者となり特定障害者を受益者とし、受託者を信託会社として設定されるものである。信託財産は金銭、有価証券その他の財産である。この信託は受益者の死亡等により終了するものの、特定贈与信託の残余財産を資力が不十分な高齢者に対し成年後見を提供する団体(社会福祉協議会等)へ寄付することが可能であり、そうした方法により、フロリダ州公的後見制度共同特別ニーズ信託と同様の機能を一部果たすことが可能であると考えられる。ただし、この機能は、あくまでも残余財産の活用による方法である。

これに対し、特定寄附信託は、信託を通じた寄附の制度として導入され、公益のために活用されるものである。そのため、資力が不十分な高齢者に対する成年後見支援のために活用するとなれば、残余財産の帰属による特定贈与信託と異なり、公的後見の財源確保のための、より直接的な支援が可能となることができよう。制度上、特定寄附信託の寄附の対象となるのは、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人等であり、個人が、公的後見のような資力が不十分な高齢者が認知症になった場合の成年後見制度による支援のために寄附をしたいとの意向であれば、寄託者である信託銀行等が、そうした成年後見支援を行う公益法人等に定期的に寄附する形とすることは可能であると解される。ただし、課題となるのは、そうした成年後見支援を行う公益法人等に対する寄附をなしうる状況にあるのかである。既に示したように、特定寄附信託を取り扱っている信託銀行の寄附先には、公的後見制度に相当する支援を行いうる団体等は含まれていない。特定寄附信託は、委託者が寄附先を自ら指定することができるものの、指定の範囲は、信託銀行等があらかじめ契約をした団体に限られる。そのため、現状においては、委託者が成年後見支援を行う団体等に対して特定寄附信託により寄附をしたいと考えたとしても、寄附することは難しい状況にあるといえよう。今後、寄附先の範囲が拡大され、低所得者などの資力が不十分な者に対する成年後見による支援を提供している団体(例えば、法人後見を受任している社会福祉協議会やNPO法人等)への寄附が可能となれば、特定寄附信託を活用した資力が不十分な高齢者に対する成年後見支援が可能となりえようか。ただし、現段階では、成年後見支援のために特定寄附信託の活用は困難であるといえよう。

成年後見の支援との関係では現段階では活用が困難である特定寄附信託に対し、公益信託は、現に成年後見支援のために活用されている。公益信託は12種類の目的のために設定され、寄附等を行うことが可能であるものの、社会福祉を目的とする公益信託の一つとして設定されているのが、成年後見センター・リーガルサポートによる成年後見助成基金である。この基金は、「成年後見人等による支援が必要な方が、経済的理由から制度利用を諦めることがないように、成年後見制度利用に関する費用を助成することで、制度利用者の権利を擁護し、福祉の増進に寄与することを目的」としており、本稿の問題意識に対する解決策のひとつを示すものといえよう。助成の対象となるのは、親族以外の成年後見人等とされていることからすると、専門職の成年後見人等のみならず、市民後見人や法人後見を受任する団体も該当することとなるか。そうであるとすれば、低所得者など、資力な不十分な高齢者に対する成年後見人等を受任することの多い

社会福祉協議会等が、基金による支援により、支援の充実を図ることも可能となるのではないか。ただし、助成金申請の様式等によると、原則として、専門職などの個人の成年後見人等を想定しているものといえようか。

(4) 本研究において検討したフロリダ州公的後見制度共同特別ニーズ信託は、障害者に対する信託による支援を行うと同時に、信託終了時の残余財産を公的後見制度の運営資金として活用するものであった。高齢期において、認知症等になったことにより判断能力が低下した場合において、当該本人の資力の状況にかかわらず支援を受け続けながら最後まで人生を全うできるようにすることは、尊厳ある生の実現につながるものである。成年後見制度においては、成年後見制度利用促進法の制定により、今後の施策の目標として、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるような地域連携ネットワークの構築を図ることが挙げられているものの、ネットワークを含めた安定的な支援体制の構築が必要である。

安定的な支援体制を構築するためには、人的・物的な体制を継続的に確保しうるような方策が求められるものの、そうした体制を構築し維持するには財源の確保が課題となりうる。仮に、財源の確保が困難であるからといって、認知症等の高齢者等に対して支援が行き届かないような状況を甘受すべきではない。そのためには、アメリカ公的後見制度におけるような、税金等の公費にのみ依存するのではない制度の財源を確保するための様々な試みがなされるべきであろう。この点、第二期成年後見制度利用促進基本計画は、法人後見の促進を掲げつつ、公的財源では性質上対応困難な課題に対応するため、地域住民や企業など広く地域社会に周知し寄付等により資金調達することを挙げている。本稿で取り上げた、フロリダ州において、公的後見制度の財源確保のために信託を活用する仕組みは、今後のわが国における制度のための資金調達のあり方を検討する上で示唆となると思われる。信託の活用をはじめとした、アメリカ公的後見制度における資金調達のあり方などは、さらに検討していく必要があるといえよう。

今後とも、資力の有無に関わらず、必要な人が必要な成年後見による支援を受けられるような体制構築に向けた取り組みが求められる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 西森利樹	4. 巻 42巻1号
2. 論文標題 資力が不十分な高齢者に対する成年後見と信託の活用 - フロリダ公的後見制度共同特別ニーズ信託を中心として -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 年金と経済	6. 最初と最後の頁 26-33
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西森利樹	4. 巻 30巻1号
2. 論文標題 世帯員である重度知的障害者を虐待する弟を生活保護申請却下通知に同席させ定期預金の存在等を告知することは国賠法上違法であるとして原判決が変更された事例（福岡高宮崎支判令和4年11月9日判例集未登載）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 アドミニストレーション	6. 最初と最後の頁 34-48
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西森利樹	4. 巻 30巻2号
2. 論文標題 信託の活用を通じた資力が不十分な高齢者に対する成年後見	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 アドミニストレーション	6. 最初と最後の頁 33-52
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西森利樹	4. 巻 29巻1号
2. 論文標題 保育園を営む社会福祉法人が面積基準を充たさない期間に交付された補助金の返還義務を負わないとされた事例（東京地判令和2年7月21日判自475号73頁）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 アドミニストレーション	6. 最初と最後の頁 110-122
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西森利樹	4. 巻 29巻2号
2. 論文標題 アメリカ成年後見法における成年後見人の要件に関する近年の改正動向	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 アドミニストレーション	6. 最初と最後の頁 112-135
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西森利樹	4. 巻 1821号
2. 論文標題 児童の一時保護の開始及び継続並びに面会制限の違法性	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 賃金と社会保障	6. 最初と最後の頁 19-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西森利樹	4. 巻 28巻2号
2. 論文標題 フロリダ公的後見制度における財源確保と信託	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 アドミニストレーション	6. 最初と最後の頁 193 212
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 西森利樹	4. 巻 28巻1号
2. 論文標題 医療保護入院中の患者に対する身体的拘束は違法であり使用者責任が認められるとして原判決が変更された事例 (名古屋高金沢支判令和2年12月16日賃社1775号42頁)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 アドミニストレーション	6. 最初と最後の頁 107 123
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 西森利樹	4. 巻 27巻2号
2. 論文標題 アメリカ公的後見法制をめぐる近年の改正動向	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 アドミニストレーション	6. 最初と最後の頁 43-58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西森利樹	4. 巻 27巻1号
2. 論文標題 記録整備違反等により居宅サービス事業者等の指定が取り消された事例 (さいたま地判平成29年9月20日判自436号57頁)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 アドミニストレーション	6. 最初と最後の頁 123-134
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 西森利樹
2. 発表標題 児童の一時保護の継続及び一時保護中の面会制限が国賠法上違法とされた事例
3. 学会等名 熊本社会保障判例研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 西森利樹
2. 発表標題 (高齢者と信託)「資力が不十分な高齢者に対する成年後見による支援と信託の活用」
3. 学会等名 高齢者法研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 西森利樹
2. 発表標題 重度の知的障害者を世帯員とする生活保護申請却下決定通知書交付の場に同人を虐待している実弟を同席させ定期預金の存在等を告知したことは国家賠償法上違法であるとして、請求を棄却した原判決が取消された事例
3. 学会等名 熊本社会保障判例研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 西森利樹
2. 発表標題 フロリダ公の後見制度における財源確保と信託
3. 学会等名 高齢者法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 西森利樹
2. 発表標題 医療保護入院中の患者に対する身体的拘束は違法であり使用者責任が認められるとして原判決が変更された事例（名古屋高金沢支判令和2年12月16日賃社1775号42頁）
3. 学会等名 熊本社会保障判例研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 西森利樹
2. 発表標題 保育園を営む社会福祉法人が市の要綱の面積基準を満たさない期間について受けた補助金の申請は「偽りその他不正の手段」に該当しないとして市に対する返還義務を負わないとされた事例（東京地判令和2年7月21日判自475号73頁）
3. 学会等名 熊本社会保障判例研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 西森利樹
2. 発表標題 高齢者の意思決定に対する法的支援
3. 学会等名 高齢者法研究会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

第59回高齢者法研究会 高齢者と信託 https://elderlawjapan.jp/2023/01/23/1/ フロリダ公の後見制度における財源確保と信託 https://elderlawjapan.ynu.ac.jp/2022/03/29/451/ 研究者情報データベース https://www.pu-kumamoto.ac.jp/site2010/php/researcher/detail.php?id=165&back=d

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------